

令和7年度白鷹町農業用水確保対策応急支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、令和7年6月からの異常気象による、高温渇水に伴い生じる干ばつからの被害未然防止と、被害を最小限にとどめるため、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月29日山形県告示第268号）及び令和7度山形県農林水産物等災害対策事業実施要領に基づき実施する干害応急対策の事業を支援し、農家の経営所得安定向上に資するため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に掲げる者（以下「実施者」という。）とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 山形おきたま農業共同組合
- (3) 水利組合
- (4) 農業法人
- (5) 農業者団体（3戸以上で組織する団体で組織及び運営について定めのあるもの）
- (6) 農業者（販売農家）

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び補助率は別表のとおりとし、令和7年6月1日から9月30日までに実施した取り組みを対象とする。

(補助対象額)

第4条 補助対象額は、前条に規定する事業の直接経費とし仕入れに係る消費税等相当額を減額とする。ただし、他の収入金があった場合は、これを差し引いた残額を補助金の対象額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書（様式第1号）の提出期限は、町長が別に定める日とし、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及びその他関係書類を添え、提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業に要する経費の20%を超える増減

(4) 施行箇所又は設置場所の変更

- 2 規則第7条の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業の実績報告書（様式第5号）の提出期限は、当該年度の1月31日とし、事業実績書（様式第2号）、収支精算書（様式第3号）及びその他関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9条 規則第20条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年8月6日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業内容	高温・少雨により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃貸又は購入及び揚水機等の燃料の購入等に要する経費
対象事業	干害時の農業用水等の確保のための工事、機材の借上げ又は購入、燃料の購入等に要する経費 ① 揚水ポンプ等のリース代 ② 揚水機等の油代・電気代 ③ 水路等の工事、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事 ④ 揚水ポンプ等の購入費
1箇所当たりの基準単価 （基準単価は税込み価格）	・大規模 3, 940千円 ・中規模 1, 760千円 ・小規模 660千円 ・井戸灌水設備 120千円/m（50mを限度とする）
補助金の交付額	①～②の事業については、当該事業に要する経費の4分の3に相当する額と、上記基準単価の4分の3に相当する額のいずれか低い額とする。 ③～④の事業については、当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、上記基準単価の2分の1に相当する額のいずれか低い額とする。 なお、補助金の額に1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。